

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画
(とりまとめ案)

平成 29 年〇月

北海道地方環境事務所

削除: ○

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画（とりまとめ案）

目次

1. 背景	1
(1) 当該地区の保護及び利用の現状	1
(2) 当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題	2
2. 適正利用を図るための基本方針	3
(1) 適正利用推進計画により達成すべき目標	3
(2) 利用のあり方に関する基本方針	3
(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針	3
(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針	3
3. 利用ルールに関する事項	3
(1) 対象の区域	3
(2) 対象の期間	4
(3) 利用のルート	4
(4) 利用者の指導	4
4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項	4
(1) 指標の設定	4
(2) モニタリングの方法	5
(3) モニタリングデータの評価	6
(4) 報告及び公表の方法	6
5. 自然ふれあいプログラムの提供などに関する事項	6
(1) 自然観光資源の活用	6
(2) 社会教育・学校教育との連携	6
6. 自然環境の再生、復元などに関する事項	6
7. 利用施設の整備及び管理に関する事項	6
8. その他	7

1. 背景

(1) 当該地区の保護及び利用の現状

①当該地区の範囲

本計画の対象とする地区（以下「松仙園地区」）という。）は、愛山溪温泉から松仙園を経て沼ノ平に至る登山道（以下「松仙園線登山道」という。）とこれらと一体の周辺の森林、湿原、池塘などからなる次の地域とします。

北海道上川郡上川町及び上川郡東川町内

道有林 28 林班 01 林小班の一部

道有林 29 林班 01 林小班の一部 02,03,04,05,51,52,53,54,55 林小班

道有林 118 林班 02,03,96 林小班

歩道の管理の対象とするのは松仙園線道路（歩道）事業の事業執行区域内（別添）とします。それ以外の区域は、モニタリング等の対象区域となります。

②自然環境の特性、利用の現状、自然環境保全に関する関係法令の指定状況など

〈自然環境の現状〉

松仙園地区は、大雪山の山腹溶岩台地上に位置し、数多くの池塘が点在する湿原域ではアカエゾマツの矮性木やツルコケモモ、ヒメシャクナゲ、ヒツジグサといった湿原・湿性植物群落が見られ、沼ノ平からの斜面にはアオノツガザクラ、チングルマといった雪田植物群落とタカネナナカマドの低木林を見ることができます。特に、湿原域のうち四ノ沼については、自然度が非常に高く、アカエゾマツ風衝林に囲まれたケルミ・シュレンケ複合体が発達した希に見る湿原景観が発達しています。

また、ヒグマ、エゾシカなど大型獣の生息地であり、夏季を中心に沢沿いや雪田などが餌場として利用され、これと隣接・交差する登山道では足跡・糞などの痕跡を多く確認することができます。

〈利用の現状〉

無雪期の夏山利用においては、愛山溪温泉から松仙園を経て、沼ノ平に至る登山道のコース設定がされており、人工構造物のほとんどない原始性の高い雰囲気の中、池塘が点在する湿原から大雪山系の主峰旭岳ほかの山々を望むことができるコースであり、また秋は湿原周辺に広がる紅葉の名所だったこともあり、かつては一定の登山利用がされていました。

しかしながら、近年は登山道の管理が不十分になり、ササなどの繁茂により道が不明確となる部分が生じているため、関係機関で協議の上、平成 18 年 9 月から通行止めとなっています。

積雪・残雪期の冬山、春山利用においては、愛山溪温泉のヒュッテを拠点として古くから山スキーの場として利用されています。現在も春スキーの利用者は多く、愛山溪からの日帰りや、旭岳ロープウェイを利用しての姿見の池から沼ノ平を経て愛山溪

に降りる縦走利用が行われています。

〈自然環境保全に関する関係法令〉

松仙園地区は、国立公園特別保護地区、特別地域（自然公園法：平成7年特別保護区拡張）、国指定鳥獣保護区（鳥獣保護管理法：平成4年当初指定）、一部が国の特別天然記念物（昭和52年指定）に指定されており、動植物の捕獲・殺傷、採取・損傷が制限されています。

平成19年6月策定の大雪山国立公園管理計画では、事業の取扱方針として、「愛山溪温泉歩道分岐点から沼ノ平歩道分岐点への湿原探勝歩道及び登山道として整備する。整備に当たっては、沿線の自然改変を極力避け、湿原部分は木道の整備を適正に行い湿原植物の保護を図る」と示されています。

松仙園地区の土地は北海道有林であり、本地区のほとんどは更新困難地として区分されています。また、水源かん養保安林、保健保安林に指定されています。

（2）当該地区の保護及び適正な利用を図るための問題点及び課題

松仙園線登山道は、平成18年9月から通行止めとなっており、平成27年6月に改定された大雪山国立公園登山道管理水準においては、一般供用に適さない区間として登山道管理水準の設定を行わない「非適用区間」として整理しています。

一方で、大雪山系の山々を間近に見ながら湿原を散策できるルートとして登山愛好家からの登山道再開の要望は強く、山岳関係者による会合においてたびたび再開要望の意見が出されています。

松仙園地区は春スキーの適地であり、5月～6月上旬にかけて春スキー利用が見られます。残雪は7月までであり、融雪期においては多量の雪解け水が登山道を下ったり、ぬかるみを作ったりします。その時期の登山利用を推進した場合は、踏圧の影響により、登山道の浸食が進む上、ぬかるみを避けた利用により植生の踏み荒らしが広がることとなります。

松仙園線登山道の三ノ沼周辺、四ノ沼周辺の湿原域においては、湿原植物群落の保護を図るための施設がなく、踏圧による植生の損失や二次植生への変化、湿原の乾燥化などが見られます。また、森林内やササ地においても、高低差がある登山道区間において導流工、土留めなどの登山道を保全するための施設が十分に整備されておらず、流水による浸食を受けている箇所が見られます。

これらのことから、登山道再開のためには、ササ刈りなどの登山道管理に加え一定の施設整備が必要です。一方で、登山道を再開し、不特定多数の利用者による自由な利用を許容するためには、それに対応した規模の施設整備が必要となり、高い整備費用がかかる上に、松仙園地区の魅力である原始性の高い雰囲気での登山という利用の質を低下させることが懸念されます。

このため、松仙園地区の登山道を再開するに当たっては、一定の利用ルールを定め

ることにより、自然環境を保護しつつ適正な利用を進めることが必要と考えられます。

2. 適正利用を図るための基本方針

(1) 適正利用推進計画により達成すべき目標

松仙園地区は原始性の高い霧囲気の湿原であることから、このような地域での登山の機会を確保し、より質の高い自然体験を享受する場として持続的な利用を図ることを目標とします。

(2) 利用のあり方に関する基本方針

原始性の高い霧囲気での登山体験を享受する場として持続的な利用を図るため、利用ルールを設定します。また、ヒグマ生息地でもあることから、ヒグマとの軋轢を回避のため、クマ鈴の携行なども利用ルールの中に盛り込みます。

松仙園線登山道の利用者は、歩道の入り口に掲出された利用ルール、注意事項について理解し、利用ルールを遵守し、利用者個人の自己責任の元で行動します。

(3) 自然環境の保護及び管理に関する基本方針

自然環境の保護を進めるため、利用ルールの設定による効果を計り、自然環境の保護と管理を順応的に進めます。

定期的なモニタリングを実施し、利用による歩道周辺の自然環境への影響や、利用ルールの設定による植生の回復などの効果の程度を確認しながら、利用ルールの内容を見直すこととします。

(4) 利用施設の整備及び管理に関する基本方針

利用施設の整備及び管理に際しては、沿線の自然改変を極力避けるとともに原始性の高い霧囲気を維持することに留意します。

歩道の施設整備については、湿原植生の保護対策を目的とした整備を中心に行います。利用ルールが遵守されることを前提として、湿原等への負荷を抑えるために施設の規模は最小限に抑えます。

歩道の管理については、大雪山国立公園登山道管理水準においては、現在、松仙園線登山道は非適用区間となっていますが、大雪山グレード4相当の管理水準で、大雪山国立公園登山道整備技術指針に基づき行うこととします。

3. 利用ルールに関する事項

(1) 対象の区域

歩道の管理の対象とするのは松仙園線道路（歩道）事業の事業執行区域内（別添）とします。

書式変更：インデント：左 3 字

(2) 対象の期間

本計画では、毎年6月10日から10月31日までを対象とします。この計画期間のうち、季節毎の登山道の状況に応じ「融雪期」（6月10日から7月13日まで）、「無雪期」（7月14日から9月30日まで）、「降雪期」（10月1日から10月31日まで）の3つに区分します。

「融雪期」及び「降雪期」の期間においては、湿原や登山道への影響の程度が大きいため、自然環境の保護のため供用しません。

これらの期間の見直しや湿原や登山道への影響の程度の状況を踏まえて、見直しを検討することとします。

なお、計画対象期間以外の期間は、積雪により歩道が雪の下に埋まっているため、歩道の管理は行いません。

(3) 利用のルート

利用ルートは原則として、松仙園登山口から松仙園、四ノ沼、八島分岐への一方通行とします。必要最小限の施設整備により植生を保護するため（7. ②参照）一方通行とし、原始性の高い溶岩台地上の高層湿原の背後に火山（旭岳）を望むといった松仙園地区の特徴的な景観を採勝することが可能なように、上り一方通行とするものです。

(4) 利用者の指導

松仙園地区に、外部から動植物を持ち込むことがないよう、衣服、靴などに付着した種子及び土壌の除去に努めるよう指導します。

ヒグマとの突発的な遭遇を避けるため、クマ鈴又は笛を携行するよう指導する。ただし、常に一緒に行動する者が携行している場合は、この限りではありません。

湿原等の植生を踏み荒らすことのないよう、歩道以外の区域に立ち入らないよう指導する。ただし、緊急回避等やむを得ない理由がある場合にはこの限りではありません。

削除: .

書式変更: インデント: 左 3 字, 最初の行: 1 字

削除: .

削除: .

4. モニタリング、モニタリングの評価及び計画への反映に関する事項

(1) 指標の設定

① 自然環境の状態

松仙園地区では、三ノ沼、四ノ沼の湿原域において過去の登山利用による踏圧を受け、一部無植生の箇所が見られ、ミタケスゲなどの代償植生に置き換わっている範囲

が見られます。また、松仙園入口から松仙園までの区間に流水による登山道の浸食が顕著な箇所が確認されています。

モニタリングに当たっては、登山利用などの影響による自然環境の状態の変化を評価するため、歩道周辺の植生の変化、登山道浸食量の変化を自然環境の状態の指標として設定します。

また、歩道の整備や利用ルールの設定による植生の回復などの効果を検討するため、過去の利用により荒廃し、今回の歩道ルートとしない箇所を対象として、植生の変化を自然環境の状態の指標として設定します。

なお、利用ルールの設定が、融雪期、積雪期における影響を回避するために行われるものであることから、消雪状況の変化、初降雪日の変化も併せて調査して評価の材料とします。

削除: 利用の調整や

② 利用のあり方

松仙園線登山道は、平成18年9月から閉鎖され、長期間にわたり登山利用がなされていません。山岳関係者からの再開要望は多いものの、利用を再開した場合の利用者数がどの程度になるかは、不明確です。このため、モニタリングに当たっては、供用期間の利用者数、隣接する登山道の利用者数を利用のあり方の指標として設定します。

(2) モニタリングの方法

① 利用による歩道周辺の自然環境への影響把握のための植生モニタリング

松仙園線登山道の主な湿原（二ノ沼周辺、四ノ沼、雪田植生）において、植生タイプごとに、歩道両脇の一定区間に、植生モニタリング範囲を設定し、当面の間、1年に1度のペースで、出現種、植生被度、群落組成、断面図の作成等の調査を行います。

② 歩道の整備及び利用ルールの設定による植生の回復効果把握のための植生モニタリング

松仙園線登山道の主な湿原（二ノ沼、四ノ沼、雪田植生）において、過去の利用により植生が喪失した箇所で、歩道を整備するルートから外れる箇所を中心として、固定のコドラートを設置し、出現種、植生被度、群落組成等を記録します。

③ 利用動向モニタリング

登山者カウンターを設置や愛山溪登山口の入山記録簿により隣接する登山道の利用者数を把握します。

④ 積雪モニタリング

本計画対象期間の区分（融雪期、無雪期、降雪期）と毎年の積雪との関係を確認するため、消雪の状況、積雪の状況について、写真撮影等により、積雪の変化を記録します。

（３）モニタリングデータの評価

評価については、適正利用推進協議会の意見を聞き、必要に応じ、適正利用推進計画の変更を行います。

（４）報告及び公表の方法

モニタリング結果及び評価については、環境省のホームページで公表します。

５．自然ふれあいプログラムの提供などに関する事項

（１）自然観光資源の活用

上川町、観光協会などの協力を得て、自然観光資源のワイズユースを進めるための検討を行うこととします。

（２）社会教育・学校教育との連携

上川町教育委員会、上川山岳会などの協力を得て、町民登山や学校連携授業の場としての活用を図ります。

６．自然環境の再生、復元などに関する事項

隣接する沼ノ平湿原にて平成 18 年より実施している湿原植生復元事業を参考に、踏圧による改変を受けた湿原植生の調査と評価を行い、必要に応じて復元目標を設定し、自然環境の再生、復元活動を進めます。

７．利用施設の整備及び管理に関する事項

基本方針に従い、利用施設の整備及び管理を進めます。利用ルールを導入するに当たり、次の利用施設の整備を行います。

① 入域・退域ゲートの設置

松仙園地区の立入り箇所となる松仙園登山口に入域ゲート、出口となる八島分岐付近に退域ゲートを整備します。一方通行の利用ルートであるため、退域ゲートは一方方向の利用であることを明記する整備を行います。また、愛山溪温泉やゲート付近などに利用ルールを周知する標識を整備します。

② 歩道整備及び維持管理

各湿原域に見られる既存の踏み跡は、必ずしも自然植生に対する負荷を軽減するためにとられたルートではないため、眺望対象や鑑賞対象を意識し登山の魅力を高めつ

つ、維持管理や更新の容易性と自然植生への負荷を軽減が両立できるルートを新たに選定し整備を行います。整備の規模と仕様は、利用ルールを前提とした必要最小限のものとし、維持管理を登山道パトロールによる日常管理で対応できるよう部材も小規模なものを使用することとします。

湿原域のうち二ノ沼については、踏圧から自然植生を守るための施設がないことから、簡易な木道を整備し、眺望ポイントにおいては小規模なデッキの整備を行います。木道の踏み板の幅は30～40cm程度とし、木杭による固定方式はとらず据え置き式の設置を基本とします。追い越しのためのスペースは据え置き式の木道基礎の横木を活用するなど自然植生の改変を極力抑える方式をとります。

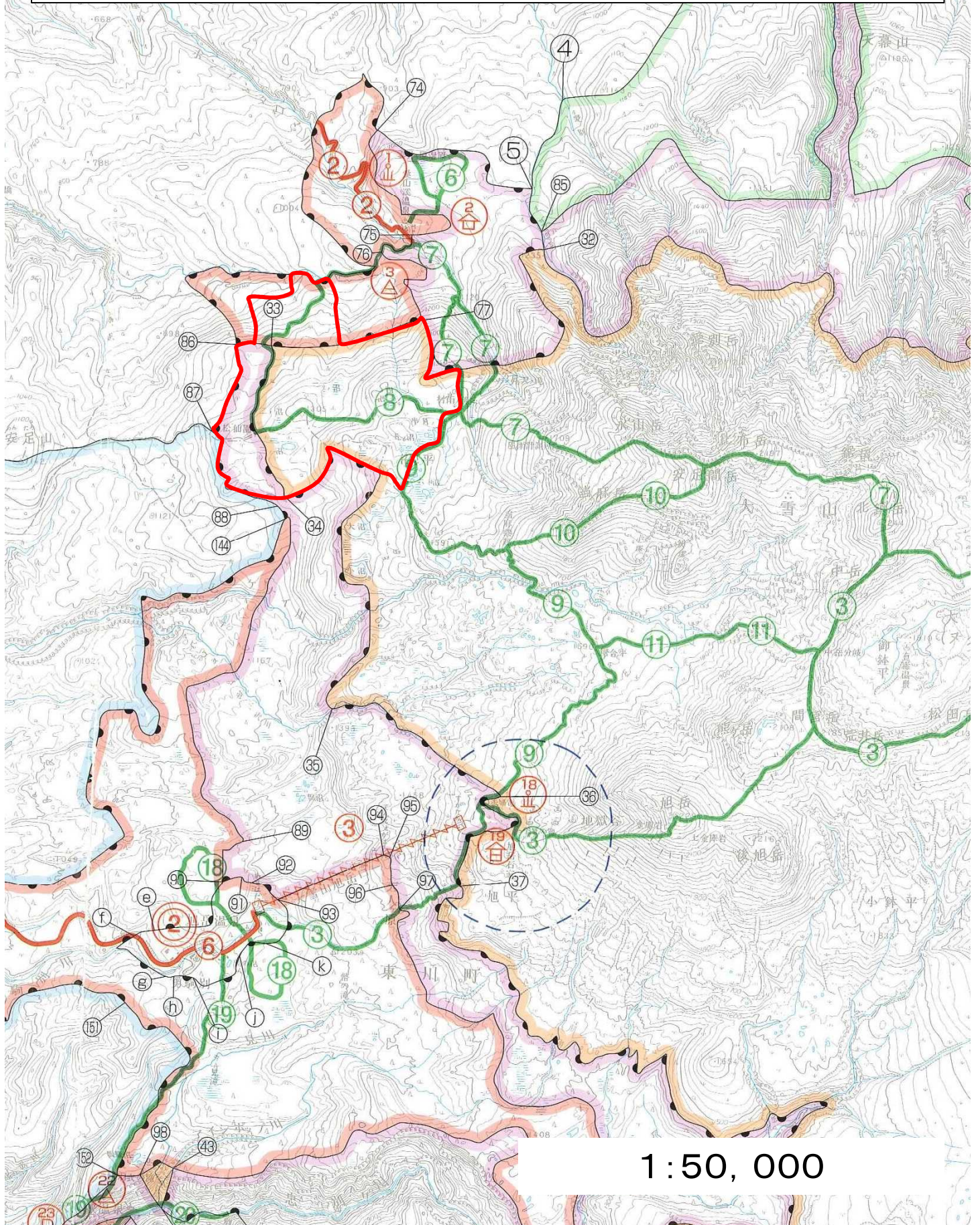
また、湿原域のうち四ノ沼については、自然度が非常に高く、アカエゾマツ風衝林に囲まれたケルミ・シュレンケ複合体が発達した希に見る湿原景観であることから、四ノ沼の中には歩道を設置せず、四ノ沼を迂回し、これを眺望することができるようなルートを設定します。

8. その他

大雪山を訪れた登山者に対しては、愛山溪温泉を訪れる登山者のみならず、層雲峡温泉、旭岳温泉など他の登山口でも周知を進められるよう登山案内標識への掲示を行うほか、自治体、ロープウェイ運行事業者、ビジターセンターの協力得て、ポスター掲示などを行い、広報周知を図ります。

また、登山計画を立てる者を対象として、関係機関やメディアの協力を得て、大雪山を紹介するガイドブックや地図、ポスターへの掲載、ホームページにおける情報発信など多様なツールを活用して幅広く情報を提供していきます。

大雪山国立公園松仙園地区適正利用推進計画 対象区域



大雪山国立公園 松仙園線道路(歩道)事業執行区域(予定)

